

堺市立フォレストガーデン

市民菜園使用者募集要領（定期募集）

堺市立フォレストガーデンは、令和4年4月から、「みんなの里山倶楽部」が指定管理者となり運営しています。園内の「市民菜園」の使用者を次の通り募集します。

1. 使用資格

- (1) 菜園の管理を十分に行うことができること
- (2) 小区画は1世帯、大区画は2世帯から5世帯までのグループで栽培すること
- (3) 使用許可を受けようとする期間において、既に市民菜園の許可を受けていないこと
- (4) 堺市立フォレストガーデン条例第11条第1項の規定により使用許可を取り消された者及びその者と同一の世帯に属する者については、申し込もうとする菜園の使用開始日が当該使用許可の取消日から起算して1年を経過していること
- (5) 園芸福祉用小区画は、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持し、かつ栽培管理作業をすることが出来る障がい者を含む世帯であること
- (6) 園芸福祉用大区画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業者（当該者が使用させる予定の障がい者の中に、栽培管理作業をすることができる者を含むこと。）であること

2. 使用区分

区 分	区 画 数	使用料（2年分）
小区画（約25㎡）	130	30,000円
大区画（約50㎡）	8	60,000円
園芸福祉用小区画（約25㎡）	3	15,000円
園芸福祉用大区画（約50㎡）	若干数	30,000円

3. 使用期間

令和4年9月11日～令和6年8月25日

4. 主な設備

水汲み場・農具庫・無料駐車場
トイレなど

5. 交通機関

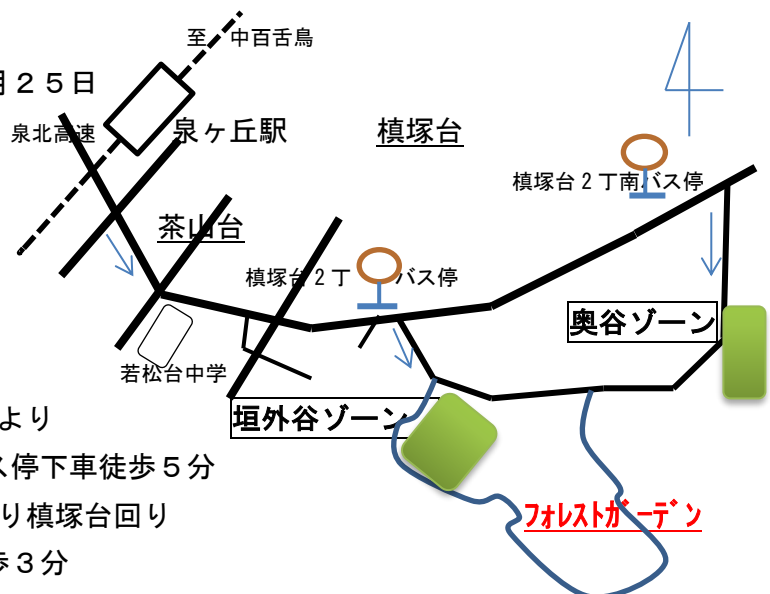
泉北高速鉄道泉ヶ丘駅下車
南2.5Km

垣外谷ゾーン…バス 泉ヶ丘駅より

榎塚台回り「榎塚台2丁」バス停下車徒歩5分

奥谷ゾーン…バス 泉ヶ丘駅より榎塚台回り

「榎塚台2丁南」バス停下車徒歩3分



6. 申込方法

添付の「堺市フォレストガーデン市民菜園使用申込書」に、必要事項をもれなく記入のうえ、「みんなの里山倶楽部事務局」あて郵送または持参してください。FAXやEメールでの受付はできません。

申し込みは、小区画・大区画・園芸福祉用小区画・園芸福祉用大区画の内いずれか1区画のみとし、重複申込みは無効となります。

大区画の申込みは、申込者のほかに、1世帯以上の使用者の記名が必要です。

園芸福祉区画の申し込みの際の確認資料として小区画は「身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し」が、また大区画は「障害福祉サービス事業に係る指定書の写し」が必要となります。

7. 申込期間

令和4年6月1日（水）～令和4年7月15日（金）まで（消印有効）

8. 使用者の決定

公開抽選により使用者及び使用区画を決定します。

抽選日 令和4年8月3日（水）午前10時より

場 所 堺市立フォレストガーデンつどいの広場

抽選会に欠席されても当落に関係ありません。

9. 発表

菜園利用者および補欠者に決定された方のみ通知します。なお、抽選結果については、抽選日翌日に市民菜園掲示板に掲示しますので、当落のお問合せはご遠慮下さい。

10. 注意事項等

- (1) 使用が決定し、使用料を納付された方には使用許可書を発行します。使用料納付の日時と場所は、決定通知と同時にお知らせします。使用許可書は必ず利用されるご本人が受け取りに来て下さい。なお、その際身分証明書などでご本人確認を行います。
- (2) 使用中は、受け取った使用許可書を携帯し、係員から請求があったときは提示願います。提示のない場合、もしくは使用されるご本人であることが確認できない場合は、使用許可を取り消すことがあります。この場合、納付された使用料は返還しません。また、使用許可を取り消されたことによる損害は補償しませんのでご了承願います。
- (3) 申込みは1世帯につき1区画です。使用者以外の名義での応募は固くお断りいたします。
- (4) 抽選により決定した利用区画の変更は受け付けません。
- (5) 初心者向けの栽培教室（無料）や水やりサービス（有料）を実施しています。

(申し込み先)

〒590-0114 堺市南区槇塚台3丁1番7号
まちかどステーションヤオヨロズヤ内

みんなの里山倶楽部事務局

(問い合わせ先)

電話・FAX 072-289-7139
携帯（市民菜園担当）080-5779-0467
（月～金 9:00～17:00）